

2015. 12. 22

「建設キャリアシステム（仮称）に関するご提案」 を作成

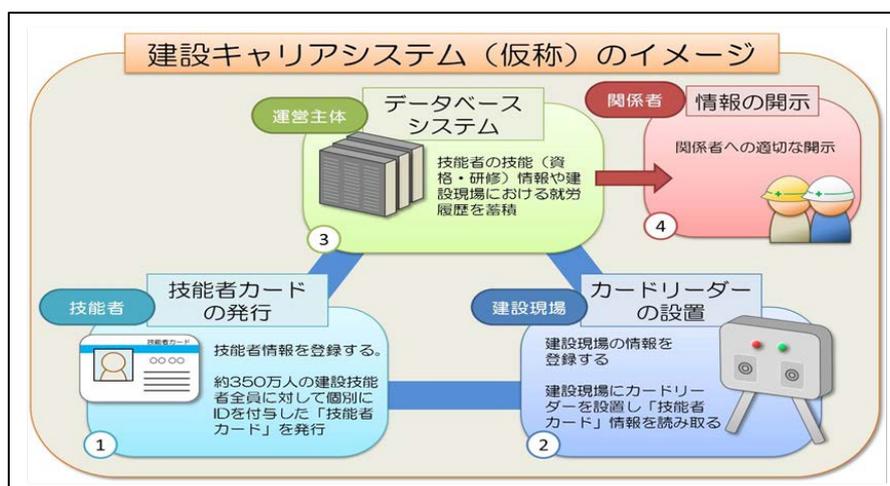
（一社）日本建設業連合会では、国土交通省に設置された「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向けた官民コンソーシアム」に的確に対応するとともに、システムの整備を強力に推進することを目的として、本年7月「建設キャリアシステム推進本部（旧称：就労履歴管理システム推進本部）」を設置してその検討を進めてきた。今般、同コンソーシアムに提案する意見を取りまとめた。

基本方針

- ・ 本システムは、建設技能者（以下、「技能者」という）の処遇の確立と資質の向上を図るための基礎インフラとすることを第一義として構築する。
- ・ 併せて、建設現場の適正で効率的な管理に役立ち、建設物の品質や生産性の向上に資するものとする。
- ・ マイナンバーをはじめとする多くの公的データベースや、会員各社が導入している既存の安全管理システムなど既存システムとの連携をはじめ、建設現場の性格に応じた多様な現場管理システムを、本システムの内外に装備する。
- ・ 本システムは、実用性に優れ、簡便、安価なものから出発し、その普及状況や建設業の状況に応じ、対象となる技能者、建設現場の範囲や登録する情報の範囲を拡充するなど、システムの改善、充実を段階的に進めることが不可欠である。
- ・ 本システムは、建設産業に関わる幅広い主体が連携、協調して整備、運用するとともに、国土交通省はシステム運営主体に対し、積極的に指導・支援する必要がある。

I. システムの基本的な構成

1. 基本となる機能



2. 他のシステムとの連携

- ・ マイナンバー制度や建設業退職金共済制度などの公的システムとの連携を見据えてシステムを構築するとともに、既存システムのデータ・機能を活用し、全体として合理的な仕組みを目指す。

3. 情報の真正性

- ・ 技能者登録の際に本人確認を行い、その真正性の程度を評価して登録する。ただし、情報の登録にあたって真正性が確認できない者であっても、「未確認」として登録できることとする。

4. 費用負担

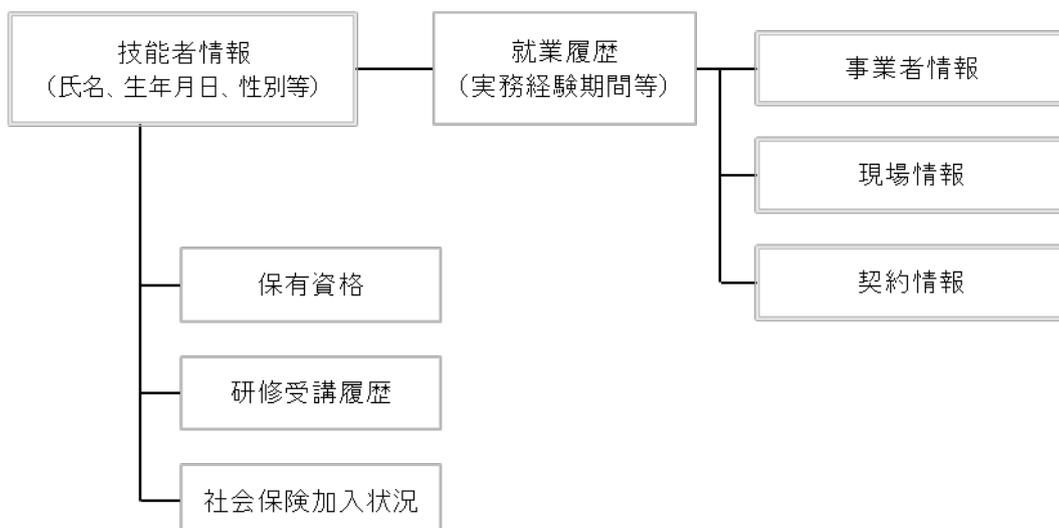
- ・ 建設技能者の負担は実費程度を基本としてできるだけ少なくする。
- ・ 元請事業者は、建設現場の登録を現場開設の都度行い、現場の規模等に応じて登録料を負担するものとし、小規模な現場には登録料免除も検討する。
- ・ その他システムに参加する建設事業者等は、一定の登録料を負担する。
- ・ 国等の助成制度の活用も検討する。

5. 導入のスケジュール

- ・ 将来的には全ての建設現場と現場に就業する全ての者への導入を目標とする。
- ・ 当面は、現実的な普及促進を図るため、例えば一定の公共工事から導入し、順次、官民の一定規模以上の建設工事に拡大する、あるいは大手ゼネコン、ハウスメーカー、設備会社等の建設現場から導入するなど、段階的に拡大していく。

II. 登録する情報と開示

1. データベースに蓄積される情報の種類



2. 技能者情報

- (1) 対象とする者の範囲
- (2) 登録する情報の範囲
- (3) 情報の登録・更新
- (4) 建設キャリアカード（仮称）の発行

3. 現場に関する情報

- (1) 対象とする現場の範囲
- (2) 蓄積する情報の範囲
- (3) 情報の登録・更新
- (4) 現場端末

4. 情報の開示（アクセス権）

- ・ 本システムに蓄積される情報の活用と、個人情報、企業情報の秘匿との調和を図るため、当面は情報アクセス権の範囲を制限的に運用する。

Ⅲ. システムの開発・運用

1. 情報セキュリティ対策

- ・ 情報漏洩（機密性）、情報改ざん（完全性）、機能の停止（可用性）の3つのリスクに備え、外部からの不正侵入、内部犯罪を防ぐための適切な手段を講じる など

2. システムのサービスレベル

(1) 日常オペレーション

- ・ 稼働時間は24時間365日とする など

(2) 障害対応

- ・ 一般的な就業時間内であれば2時間以内に復旧作業開始、夜間・休日等の場合は翌営業日の就業時間から対応する など

3. 開発・運用体制

- ・ 運営主体は、公正性・中立性を確保でき、国交省が強い指導を行える団体とする など

4. システムの普及促進方策

- ・ 技能者情報の登録窓口は、できるだけ数多く設置するとともに、技能者の登録に要する負荷をできるだけ軽減する など

問い合わせ先

(一社)日本建設業連合会(担当:河合、塩澤)
Tel. 3553-0703 (企画調整部)
東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館